

旧上瀬谷通信施設地区と東名高速
道路を直結する新たなインター
チェンジ整備事業

環境影響評価方法書

令和7年9月

横浜市

はじめに

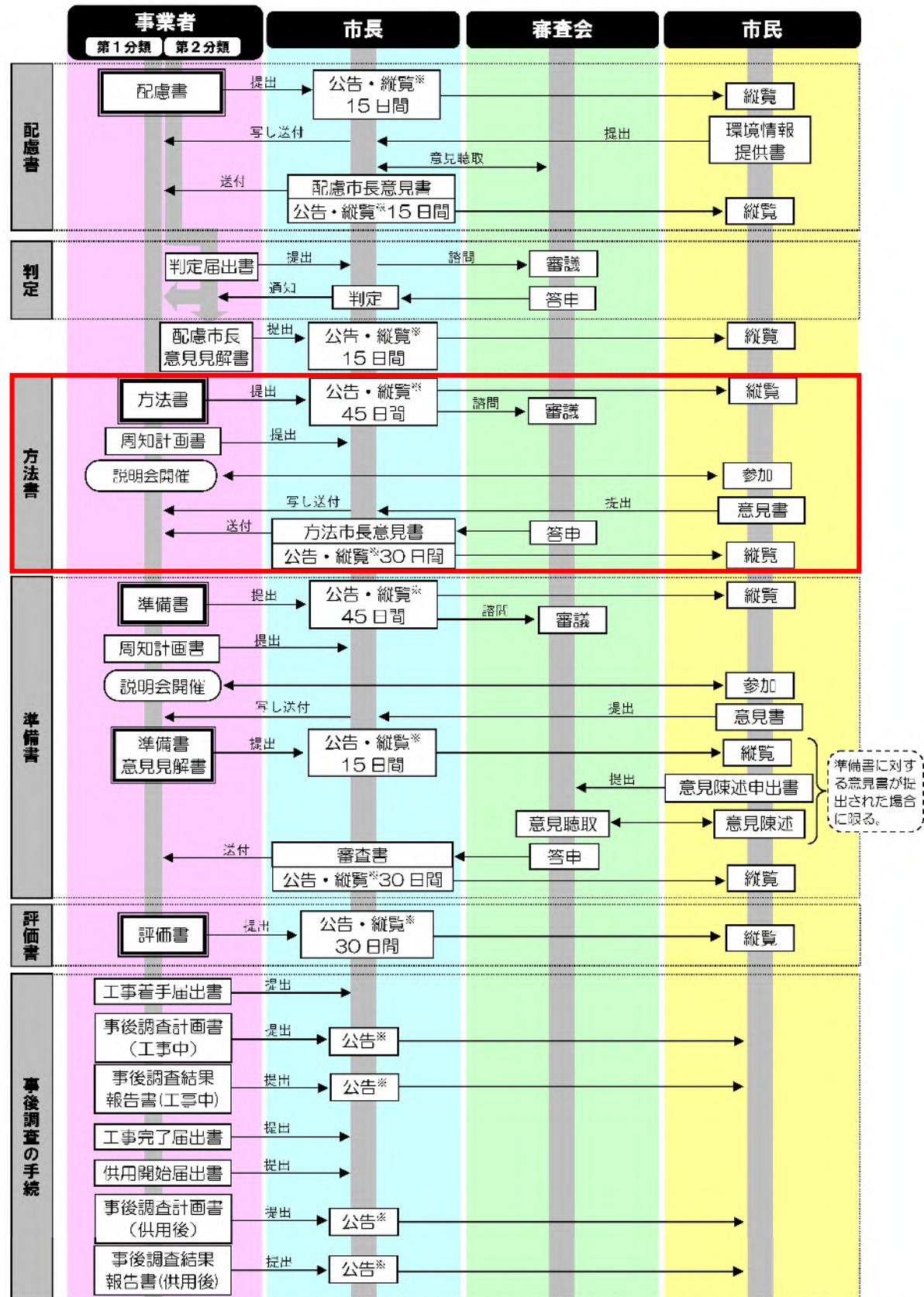
旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業（以下、「本事業」とします。）は、旧上瀬谷通信施設地区（以下、「上瀬谷地区」とします。）内の「防災・公園地区」で整備を予定している広域防災拠点の機能を最大限に発揮するとともに、日常の交通利便性の向上、物流機能の強化など市内経済の活性化を目指し、上瀬谷地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジを整備しようとするものです。

本事業は、道路の建設であり「横浜市環境影響評価条例」の第1分類事業に該当することから、同条例に基づき、環境影響評価方法書を作成し、「旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 環境影響評価方法書」として、ここに取りまとめました。

なお、本事業に係る施設は都市施設として都市計画に定めることから、横浜市環境影響評価条例第46条の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該第1分類事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手續と併せて行います。

今後、事業の実施に向けて、先般取りまとめた計画段階配慮事項を踏まえ環境に配慮した計画としつつ、事業を進めてまいります。

横浜市環境影響評価条例の手続の流れと方法書の段階



※併せて、インターネット等での公表も行います。

資料：「横浜市環境影響評価条例の手続の流れ」

(横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課ホームページ 令和7年6月閲覧)

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧

項目	日付	備考
計画段階配慮書の提出	令和6年7月10日	
計画段階配慮書の公告	令和6年7月25日	
計画段階配慮書の縦覧	令和6年7月25日～令和6年8月8日	縦覧期間：15日間
環境情報を記載した書面の受付	令和6年7月25日～令和6年8月8日	環境情報：1通
横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和6年8月7日	会場：横浜市役所
横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和6年9月2日	会場：横浜市役所
横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和6年10月16日	会場：横浜市役所
配慮市長意見書の作成	令和6年10月30日	
配慮市長意見書の公告	令和6年11月15日	
配慮市長意見書の縦覧	令和6年11月15日～令和6年11月29日	縦覧期間：15日間

- 目 次 -

第1章 配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階配慮書の内容を変更した事項...	1-1
第2章 都市計画対象事業の計画内容	2-1
2.1 都市計画対象事業計画の概要	2-1
2.2 都市計画対象事業の目的及び必要性	2-4
2.2.1 都市計画対象事業の目的	2-4
2.2.2 都市計画対象事業の必要性	2-4
2.2.3 横浜市地震防災戦略における本事業の位置づけ	2-4
2.3 都市計画対象事業の内容	2-5
2.3.1 都市計画対象事業の内容	2-5
2.3.2 料金所の概要	2-7
2.3.3 地球温暖化対策	2-7
2.3.4 生物多様性の保全	2-7
2.3.5 緑の保全と創造	2-7
2.3.6 今後のスケジュール	2-8
2.4 都市計画対象事業計画を立案した経緯	2-9
2.4.1 本事業の経緯と上瀬谷地区のまちづくり	2-9
2.4.2 構造形式の選定について	2-10
2.4.3 環境配慮検討の経緯	2-17
2.5 施工計画	2-19
2.5.1 工事概要等	2-19
2.5.2 工事方法	2-21
2.5.3 工事工程表	2-23
2.5.4 工事用車両走行ルート	2-24
2.5.5 工事時間帯	2-24
2.5.6 建設発生土及び排水処理について	2-24
2.5.7 工事に係る配慮事項	2-25
第3章 地域の概況及び地域特性	3-1
3.1 調査対象地域等の設定	3-1
3.2 地域の概況	3-2
3.2.1 気象の状況	3-2
3.2.2 地形、地質、地盤の状況	3-4
3.2.3 水循環の状況	3-13
3.2.4 植物、動物の状況	3-23

3.2.5 人口、産業の状況.....	3-70
3.2.6 土地利用状況.....	3-73
3.2.7 交通、運輸の状況.....	3-83
3.2.8 公共施設等の状況.....	3-87
3.2.9 景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況.....	3-103
3.2.10 文化財等の状況.....	3-111
3.2.11 公害等の状況.....	3-118
3.2.12 災害の状況.....	3-144
3.2.13 廃棄物の状況.....	3-159
3.2.14 法令等の状況.....	3-166
3.3 調査地域における地域特性の概要	3-170

第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容	4-1
4.1 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容	4-1
4.2 環境情報の概要	4-8
4.2.1 配慮書の縦覧等	4-8
4.2.2 環境情報の概要	4-8
4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解	4-9

第5章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定	5-1
5.1 環境影響要因の抽出	5-1
5.2 環境影響評価項目の選定	5-1

第6章 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法の選択.....	6-1
6.1 温室効果ガス	6-1
6.2 生物・生態系（生態系）	6-4
6.3 生物・生態系（動物）	6-6
6.4 生物・生態系（植物）	6-9
6.5 緑地	6-12
6.6 水循環（地下水位）	6-14
6.7 廃棄物・建設発生土	6-17
6.8 大気質	6-19
6.9 騒音	6-25
6.10 振動	6-30
6.11 地盤	6-35
6.12 低周波音	6-37
6.13 日影（日照阻害）	6-40
6.14 安全（地下埋設物）	6-41
6.15 地域交通（交通混雑、歩行者等の安全）	6-42

6.16 景観	6-47
6.17 触れ合い活動の場	6-50
6.18 文化財等	6-52
第7章 方法書対象地域	7-1

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図（タ
イル）を加工して作成したものである。

